

名古屋市 市営住宅

先着順募集 申込みのご案内

一般募集において申込みのなかった市営住宅の入居者を先着順で募集します。市営住宅へ入居するには、いろいろな制限があります。この案内記載の申込資格等をよくご確認の上、お申込みください。

1. 募集住宅

- 「先着順募集 募集住宅一覧表」(住まいの窓口、各区役所/支所又は公社ホームページで確認できます。)を参照されるか、「住まいの窓口」(裏表紙参照)までお問い合わせください。
- 年4回の一般募集において申込みのなかった住宅が発生するたびに、募集住宅を追加します。
- 先着順募集で募集した住宅は、原則として申込があるまで、随時申込みを受け付けます。
 - ・公社ホームページアドレス … <http://www.jkk-nagoya.or.jp/>
 - ・住まいの窓口(栄地下街) … 052-264-4682 または 4683

2. 受付窓口

《受付窓口》(募集住宅追加時の初日受付を除く)

住まいの窓口(栄地下街/名古屋市中区栄三丁目5番12号先)

052-264-4682 または 4683

《募集住宅追加時の初日受付(追加分のみ)》

名古屋市住宅供給公社(本社2階:先着順募集専用窓口/名古屋市区西区浄心一丁目1番6号)

052-523-3875

- 募集住宅追加分の受付初日については、住まいの窓口では受付できませんのでご注意ください。
- 詳しくは、募集住宅追加時の「先着順募集 募集住宅一覧表」でご確認ください。

《市営住宅とは》

- 市営住宅は、収入の少ない方に入居していただくために、国から補助を受けて建設された住宅です。したがって、入居条件の一つとして収入基準が法令で定められています。家賃については、入居者の収入に応じて法令で定められた家賃を納付していただきます。なお、収入が著しく低い世帯等のために家賃/敷金の減額制度があります。
- 3年以上入居している方で、条例で定める額を超える収入のある方は「収入超過者」として認定され、①住宅の明渡努力義務が生じ、②収入に応じて条例で定める額が加算された家賃となります。5年以上入居している方で、政令で定める高額な収入のある方は「高額所得者」として認定され、①住宅の明渡請求を受け、②近傍同種(民間並み)の住宅の家賃となります。

《個人情報の取扱について》

- 申込用紙に記載された個人情報は、名古屋市個人情報保護条例及び名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理します。また、お預かりした個人情報は市営住宅の入居者の募集に関連する業務にのみ使用し、法令に定められた場合を除き第三者に提供、開示することはありません。

《目次》

1. 申込みから鍵の受領までの流れ	2
2. 申込方法	3
申込み時の注意事項	3
3. 申込資格	4
申込みできない世帯構成	5
ご相談いただくときのお願い	5
東日本大震災において被災された方へ	6
事故住宅について	6
4. 申込区分	6
申込区分と世帯構成の関係	6
5. 申込み後に必要な書類（資格審査）	7
6. 収入基準について	7
収入計算の対象となる収入、ならない収入	7
収入基準早見表の使える方／収入による判定	8
収入基準早見表の使えない方／所得による判定	9
7. 家賃について	11
8. 駐車場について	11
9. 申込書記入例	12

1. 申込みから鍵の受領までの流れ

申込みから鍵の受領までは、次のような順序で進みます。

①申込み ※ 詳細は、3ページに記載
方法：この案内書に同封の申込書を、以下の受付窓口に直接提出してください。 受付窓口：住まいの窓口（栄地下街）（裏表紙参照） ※ 募集住宅追加時の初日受付（追加分のみ）は、名古屋市住宅供給公社（本社2階・先着順募集専用窓口）

②資格審査 ※ 詳細は、7ページに記載
申込書の提出により申込み手続きが完了した方は、入居資格の確認（資格審査）をさせていただきます。必要書類を揃えていただき、住まいの窓口（栄地下街）へご提出ください。（裏表紙参照） ※ 申込書の記入内容と提出いただいた公的証明書等の内容を確認します。内容が異なる場合は失格となり、入居できない場合があります。（提出いただいた書類はお返しできません。）

③住宅の下見 ※②資格審査の合格者が対象となります。
申込書の提出後、入居可能日のおよそ2週間前までに、契約書類を送付します。届きましたら、申込住宅の下見が可能となります。詳しくは、契約書類に同封の「下見案内書」をご確認ください。（当該案内書を該当管理事務所に提示の上鍵を借用していただき、下見をしていただきます。） ※ 下見は、平日（休業日を除く）午前10時から午後12時まで、午後1時から午後4時までの間に限らせていただきます。なお、荷物などの搬入はできません。

④契約書類の準備
下見が終わりましたら、契約書類を準備します。 ※ 記入方法、必要書類などにつきましては、契約書類と同封の記入見本などを参考にしてください。ご不明な点につきましては、公社管理第一課募集係（電話：052-523-3875）までご照会ください。

⑤契約手続き
契約書類が揃いましたら、公社管理第一課募集係（裏表紙参照）にお越しいただき、入居契約手続きをしていただきます。契約手続きが完了した方には、「契約手続完了通知書」等をお渡しします。 ※ 一部でも書類が揃っていないと、契約手続きができませんので、十分ご注意ください。 ※ 現在市営住宅または定住促進住宅等に入居中の世帯の場合は、契約手続きと同時に現住宅の退去手続きも行っております。

⑥鍵の受領
契約手続き完了後、鍵を受領することができます。鍵の受領は、入居可能日（家賃発生日）の1週間前（土、日、祝日の場合は前営業日）から可能となります。 鍵の受領の際には、「契約手続完了通知書」と認印等をご持参ください。また、お渡しする3本の鍵以外にマスターキー、スペアキー等はありません。なくさないよう十分ご注意ください。 なお、同時に市営住宅または定住促進住宅等を退去する場合は、旧住宅の退去日（新住宅の入居可能日の前日）から1週間以内に旧住宅の鍵をご返却いただきます。

《注意事項》

- ※ お申込みいただいた住宅を変更することはできません。
- ※ 入居可能日から2週間以内に家族全員で入居することが条件となるため、荷物搬入等の目的で入居予定家族の一部の方だけが先に入居することはできません。
- ※ 先着順募集住宅の中には、申込時点で未修繕の住宅があります。この場合、修繕が完了するまで入居をお待ちいただくこととなります。あらかじめご了承ください。

2. 申込方法

●申込みされる方は、申込みの当日に以下の書類を受付窓口に提出してください。

(1) **名古屋市長住宅入居申込書（先着順募集申込用）** ※ このご案内に同封されています。

※ 12ページの記入例をご参考の上、黒のボールペンか万年筆でご記入ください。

※ 受付窓口は、表紙をご参照ください。

《申込み時の注意事項》

※ 申込みは1世帯1住宅に限ります。同一世帯人（申込者、同居者問わず）が複数の住宅を申込みされた場合は、そのすべてを無効とします。

※ 申込書提出後の申込住宅の変更はできません。

※ 収入等、入居資格について申込時点と資格審査／入居時で変わる場合には、内容により失格となります。お申込みの際は十分ご注意ください。

※ 申込住宅の下見は、鍵の保管などの理由により、入居が決定するまでできません。

※ 募集住宅は、建設後年数が経過していることから、天井等の汚れ等、修繕できかねるところがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 市長住宅には、住宅戸数分の駐車場がないため、すぐに契約できる駐車場はごく限られています。また、大きさ等の制限があります。入居の際には駐車場の確保をお願いします。

※ 市長住宅の入居契約時には、家賃の3ヶ月分の敷金納付が必要となります。

※ 市長住宅には、収入が著しく低い方や、障害者などの福祉世帯の方への、家賃／敷金の減額制度があります（詳細については、担当窓口へご相談ください）。

※ 犬、ネコ、小鳥などペットを飼育することはできません。また、契約前に飼育しないこと、また、安心、安全／円満な共同生活を行うことを誓約していただきます。

※ 団地生活の自主的な運営を図るため、自治会活動を行っていただいております。

※ 婚約世帯の方に限り、申込時に働いていても契約時までには退職し、退職証明書が提出できる場合は、無職無収入として申込みできます。申込書の「備考」欄に、「〇月〇日退職予定」と明記してください。また、この場合、現在の勤務先に勤めていないものとみなしますので、申込者本人が市外にお住まいの方で、市内に勤務先があるという資格で申込みされた場合はご注意ください。なお、退職予定の有無にかかわらず、所得証明書の提出は必要です。

※ 市長住宅の家賃等（駐車場使用料を含む）を滞納している方が入居予定家族の中にいる場合は、滞納家賃等を完納するまで住宅のあっせんはできません。

※ 現在市長住宅に入居中の世帯が申込みの場合、入居する際に現在の住宅を退去することが契約の条件となります。（結婚等による世帯分離の場合を除きます。）

NOTICE:

Applications are limited to one apartment for a household.

Applications made for two apartments or more are invalid.

You cannot change the contents on the application form after it has been submitted.

Please make sure that the application is filled in correctly before submitting it.

For further information please contact the Application section of the Sumai-no-Madoguchi at (052) 264 - 4682 or 4683 (Japanese only).

3. 申込資格 ※以下の(1)～(8)（単身者は(1)・(3)～(10)）の要件すべてに該当することが必要です。

(1)申込者本人の住所地または勤務地が名古屋市内にあること。

- ・申込日現在、住民票上で居住を確認できない場合は申込みできません。
- ・名古屋市外に在住の方は、名古屋市内で勤務している旨の証明が必要になります。

(2)同居する親族がいること(ただし、入居可能日後2週間以内に申込家族全員が入居できること)

- ・申込みできるのは、原則として夫婦または親子の世帯です。兄弟姉妹（両親死亡等の場合を除く）等の世帯では原則として申込みできません。
- ・婚約者と申込むことができます(ただし、婚姻しなければ入居契約できません。契約前に婚姻が確認できる『婚姻届受理証明書』等の公的証明書の提出が必要となります)。
- ・内縁関係での申込みもできます(ただし、住民票に「未届の夫/妻」と記載されていることが必要です。「同居人」と記載されている場合は申込みできません)。

※ 不自然な寄り合い世帯、分割世帯は申込みできません。また、夫婦を分割して申込む場合は、離婚調停裁判中の方や、DV(配偶者からの暴力)被害者に限ります。

※ (10)のいずれかの要件を満たす単身者の方は、単身で申込むことができます(単身者とは、戸籍上の配偶者がいない、未届の夫/妻がいない、または離婚調停中若しくは離婚裁判中の方をいいます)。

(3)申込者本人及び同居する親族全員の収入の合計が基準の範囲内であること。(7～10ページに掲載)

- ・申込日現在で収入のある方は、退職予定では申込みできません(婚約世帯の方を除く)。

(4)現在、何らかの理由で住宅に困っていること

- ・入居予定家族の中に自分名義の住宅をお持ちの方がいる場合は申込みできません(なお、資格審査時に、売買契約書の写し、競売決定通知書の写しまたは破産手続き開始決定通知書の写しを提出できる場合は、申込みできます)。

(5)原則として保証人を一人立てることができること。

- ・保証人になる方は、原則として名古屋市内にお住まいで、申込者と同等以上の収入のある方とします(契約時には保証人になる方の署名捺印と印鑑登録証明書の提出が必要ですので、保証人になる方に承諾を得てください)。
- ・次の世帯(単身者を含む)の方は、保証人が免除され、代わりに緊急連絡先を1人お届けいただきます(契約時には申込者本人と緊急連絡先の方がそれぞれ署名捺印する緊急連絡先届を提出していただきますので、緊急連絡先になる方に承諾を得てください)。
 - ①11ページの裁量階層世帯(中学校修了前の子がいる世帯を除く)
 - ②生活保護世帯
 - ③留学生世帯
 - ④DV被害者世帯(下記(10)⑪に該当する方)
 - ⑤犯罪被害者世帯
 - ⑥中国残留邦人等世帯(下記(10)⑫に該当する方)

(6)申込者本人及び同居する親族、または同居予定の親族が暴力団員でないこと。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

(7)申込者本人及び同居する親族、または同居予定の親族に、市営住宅または定住促進住宅の未納の家賃や損害賠償金がないこと。

(8)申込者本人及び同居する親族、または同居予定の親族に、過去3年、ただし迷惑行為により明渡し請求を受けた方については10年((10)単身入居理由の①～⑫のいずれかに該当される方については5年)以内に市営住宅または定住促進住宅から、明渡し請求を受けて退去した方がいないこと。

(9)日常生活で身の回りのことが自分でできること、または、常時の介護を必要とし、かつ、居宅において常時の介護を受けることができる高齢者、身体障害者であること。

(10)《**単身入居理由**》 戸籍上の配偶者がなく次の条件のいずれかに該当すること(②～⑧の該当者でも満15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない方は申込みができません。)

- ① 満60歳以上の方
- ② 身体障害者手帳所持者でその程度が1級から4級の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の方
- ④ 愛護手帳(1度から4度)、療育手帳(A～C)所持者の方
- ⑤ 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受けている方
- ⑥ 戦傷病者手帳所持者で、その程度が恩給法の特別項症から第6項症および第1款症の方
- ⑦ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑧ 生活保護法の規定により保護を受けている方
- ⑨ 海外からの引揚者で引揚後5年を経過していない方
- ⑩ ハンセン病療養所入所者等
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の方
- ⑪ DV(配偶者等からの暴力)被害者の認定をされている方
- ⑫ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により支援給付を受けている方

《**申込みできない世帯構成**》

例		備 考
1	夫婦を分割した世帯 (現在離婚調停裁判中または調定裁判予定の方及びDV被害者と認定された方を除く)	離婚調停中または裁判中の方は事件係属証明書の提出が仮当せん後に必要です。(DV被害者の方は県女性相談センターか婦人保護施設で保護を受けているまたは受けていた証明書(保護終了後5年を経過していない方が対象)または裁判所の保護命令決定書の写し(決定日から5年を経過していない方が対象)の提出のみ)
2	不自然な寄り合い世帯、分割世帯	他に扶養義務者がある方を統合した世帯など
3	兄弟姉妹だけで構成された世帯 (両親死亡等を戸籍上証明できる等の場合を除く)	詳しくは、名古屋市住宅供給公社管理第一課(523-3875)に、お問い合わせください。

※ これ以外の場合も含め、不自然な世帯構成とみなされる場合には申込みができません。

※ 資格審査において不自然な世帯構成と判定された場合は失格となります。

《**ご相談いただくときのお願い**》

申込資格の有無や申込住宅の種別の判定は、全ての書類を提出していただいて初めて確定しますので、それらの書類を確認するまでは最終的な判定はできません。ご相談の段階では口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、後日資格審査書類を提出された時に、書類の内容によっては判定が変わる場合もあります。口頭や一部の書類でのご相談の場合は、最終的な判定にはならないことをあらかじめご承知おきください。

《東日本大震災において被災された方へ》

「福島復興再生特別措置法」または「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者支援法）」の対象となる方は、入居資格の一部が緩和される場合があります。詳しくは、名古屋市住宅供給公社管理第一課（電話：052-523-3875）にお問い合わせください。

《事故住宅について》

事故住宅とは、居室内で入居者等が死亡し、発見が遅れた住宅又は火災が発生した住宅のうち、事故発生から概ね1年以上が経過し、住宅の復旧補修が可能になった住宅です。

事故の個別の状況（死亡原因や発見経緯等）については、お答えしかねますのでご承知おきください。

なお、入居に際しては、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出頂きますので、ご了解の上お申し込みください。

4. 申込区分

《申込区分一覧》

申込区分	対象世帯
一般向	2人以上の世帯
単身者向	単身者
大家族・多子世帯向	5人以上の世帯または18歳未満の子3人以上を含む世帯

《申込区分と世帯構成の関係》

申込区分と世帯構成の関係は下表のとおりです。お申込みの区分について、世帯要件等が申込書で確認できない場合は、受付できませんのでご注意ください。

○…申込可

△…申込区分ごとの資格要件を満たす場合、申込可

×…申込不可

世帯構成		申込区分	一般向	単身者向	大家族・多子向
一般世帯	2人以上の世帯		○	×	△
	5人以上の大家族世帯または18歳未満の子3人以上を含む世帯		○	×	○
単身者			×	○	×

※ 申込可能な区分が2区分以上ある場合も、申込みできるのは1区分（1戸）のみです。

5. 申込み後に必要な書類（資格審査）

●申込みにより住宅が決定した方は、後日、以下の書類を「住まいの窓口」（裏表紙参照）に提出していただきます。（資格審査をさせていただきます。）

- (1) **住民票**（世帯全員分のもので「世帯主との続柄」、「筆頭者」の記載があるもの）
- (2) **所得証明書**（市区町村発行の最新年度での総所得を証する書類。申込者以外の方も18歳以上の方は、全員必要です。）
 ※ 申込みをする前年の1月2日以降申込日現在までに、勤務先が変わっている方は、別途『給与証明書』、『退職証明書』等の書類が必要です。
- (3) **賃貸借契約書等の写し**（現在お住まいの住宅のもの）
- (4) その他市が必要と認める書類（**戸籍謄本／給与証明書／退職証明書等**が必要になる場合があります）

《注意事項》

- ※ 基準日は、申込日です。申込資格や収入基準、年齢、出産、入籍（婚約者世帯の入籍を除く）なども、基準日現在を基準として確認します。
- ※ 資格審査の過程で、上記書類以外の書類を提出していただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ※ 入居期限は、申込日から起算して6ヶ月です。期限内に入居手続き（契約）を完了し、入居されない場合は、入居資格を失いますのでご注意ください。

6. 収入基準について

《収入計算の対象となる収入、ならない収入》

申込者本人及び同居親族（同居予定者を含む）のうち、収入のある方全員の合計総所得金額により、申込資格等の有無を判定します。

- (1) 収入計算の対象となる収入は、所得税法上課税の対象となる収入（継続的収入）をいいます。
 - ① 給 与 所 得： 給与／賃金／賞与／残業手当／専従者給与など
 - ② 上記以外の所得： 事業所得／配当所得／不動産所得など
 - ③ 公 的 年 金 等： 下表参照

年金の種類	計算の対象となるもの	計算の対象とならないもの
国民年金法による年金	老齢基礎年金、通算老齢年金	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金
厚生年金保険法による年金	老齢厚生年金、通算老齢年金	障害厚生年金、遺族厚生年金
国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法による年金	退職共済年金、減額退職年金、通算退職年金	障害共済年金、遺族共済年金

※上の表のほかにも、「課税対象となる」公的年金等は、「収入計算の対象」となります。

- (2) 収入計算から除外される収入は、生活保護の扶助料／雇用保険金／傷病手当金／労災保険金／休業補償金／遺族年金をはじめとする一部年金／仕送り／給与所得者の一定額までの通勤手当などの課税されない収入等です。
- (3) 婚約者世帯の方が退職予定で申込みの場合のみ（ただし、退職期限は、入居期限の前日です。）無職として扱うことができます。この場合、申込書の備考欄には「〇年〇月〇日退職予定」と記載してください。なお、契約時には退職証明書等の提出が必要となります。

《収入基準早見表の使える方／収入による判定》

※ 全ての世帯が早見表を使って判定できるわけではありません。次の1～3の全てに該当する場合に限って判定ができます。（それ以外の方は、9、10ページの計算が必要です。）

1. 収入のある方が一人だけ
2. 年金を受給している方がいない
3. 次の表に該当する方がいない ※年齢は全て申込日現在の満年齢で計算します。

① 70歳以上の扶養親族・控除対象配偶者（老人扶養親族・控除対象配偶者）
② 16歳以上23歳未満の扶養親族
③ 特別障害者（身体障害者手帳1・2級、愛護手帳1・2度など）
④ 障害者（身体障害者手帳3～6級、愛護手帳3・4度など）
⑤ 寡婦控除・寡夫控除を受けている者
⑥ 非婚の母・非婚の父
⑦ 市営住宅に入居しないが、所得税法上扶養している親族

〔公営住宅〕

給与所得者の場合（総収入金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

同居扶養人数		なし （単身者）	1人 （2人家族）	2人 （3人家族）	3人 （4人家族）	4人 （5人家族）	5人 （6人家族）	6人 （7人家族）
原則階層	公営 住宅	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下	5,895,999 以下
裁量階層		3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下	6,720,000 以下

自営業者等の場合（合計総所得金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

同居扶養人数		なし （単身者）	1人 （2人家族）	2人 （3人家族）	3人 （4人家族）	4人 （5人家族）	5人 （6人家族）	6人 （7人家族）
原則階層	公営 住宅	1,896,000 以下	2,276,000 以下	2,656,000 以下	3,036,000 以下	3,416,000 以下	3,796,000 以下	4,176,000 以下
裁量階層		2,568,000 以下	2,948,000 以下	3,328,000 以下	3,708,000 以下	4,088,000 以下	4,468,000 以下	4,848,000 以下

〔改良住宅〕

給与所得者の場合（総収入金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

同居扶養人数		なし （単身者）	1人 （2人家族）	2人 （3人家族）	3人 （4人家族）	4人 （5人家族）	5人 （6人家族）	6人 （7人家族）
原則階層	改良 住宅	2,211,999 以下	2,755,999 以下	3,299,999 以下	3,811,999 以下	4,287,999 以下	4,763,999 以下	5,235,999 以下
裁量階層		2,643,999 以下	3,183,999 以下	3,711,999 以下	4,187,999 以下	4,663,999 以下	5,135,999 以下	5,611,999 以下

自営業者等の場合（合計総所得金額でみる収入基準早見表）

（単位：円）

同居扶養人数		なし （単身者）	1人 （2人家族）	2人 （3人家族）	3人 （4人家族）	4人 （5人家族）	5人 （6人家族）	6人 （7人家族）
原則階層	改良 住宅	1,368,000 以下	1,748,000 以下	2,128,000 以下	2,508,000 以下	2,888,000 以下	3,268,000 以下	3,648,000 以下
裁量階層		1,668,000 以下	2,048,000 以下	2,428,000 以下	2,808,000 以下	3,188,000 以下	3,568,000 以下	3,948,000 以下

●原則階層／裁量階層については、11ページを参照してください。

●申込みをする年の1月2日以降に勤務先等が変わった方は、収入または所得を「年間金額」に換算する必要があります。

《収入基準早見表の使えない方／所得による判定》

※ 以下の①～③の手順に従い、お申込世帯の所得月額を算出してください。

① 収入を所得へ換算する

《給与所得の場合》年間総収入金額から総所得金額を計算します。→㊸

総収入金額から総所得金額を計算する方法（給与所得以外の所得にはこの計算式は使用できません。）

年間総収入金額	年間総所得金額	
651,000円未満	0円	
651,000円以上～ 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	969,000円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	970,000円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	972,000円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	974,000円	
1,628,000円以上～ 1,804,000円未満	端数処理をします（説明は下にあります）。	端数処理後の年間総収入金額×0.6
1,804,000円以上～ 3,604,000円未満		端数処理後の年間総収入金額×0.7 - 180,000円
3,604,000円以上～ 6,600,000円未満		端数処理後の年間総収入金額×0.8 - 540,000円
6,600,000円以上～ 10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9 - 1,200,000円	
10,000,000円以上～ 12,000,000円未満	年間総収入金額×0.95 - 1,700,000円	
12,000,000円以上	年間総収入額 - 2,300,000円	

[端数処理の方法]

(例) 2,831,597円の場合

(i) 年間総収入金額を4,000で割って小数点以下を切り捨てる。→ $2,831,597 \div 4,000 = 707.899\dots$

(ii) (i)で算出した数字に4,000を掛ける。→ $707 \times 4,000 = 2,828,000$

●2,828,000円を端数処理後の年間総収入金額とします。

※年間総収入金額が10,000,000円以上の場合、所得税法改正の影響により、平成29年度分所得まで時期により計算方法が異なります。

《事業所得等の場合》年間総所得金額を使用します。→㊹

《公的年金等の場合》下記の表より年間総所得を算出してください。→㊺

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額 (A)	年間総所得金額
65歳以上の方	330万円未満	年間総所得金額 = (A) - 1,200,000円
	330万円以上410万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.75 - 375,000円
	410万円以上770万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	年間総所得金額 = (A) × 0.95 - 1,555,000円
65歳未満の方	130万円未満	年間総所得金額 = (A) - 700,000円
	130万円以上410万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.75 - 375,000円
	410万円以上770万円未満	年間総所得金額 = (A) × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	年間総所得金額 = (A) × 0.95 - 1,555,000円

(注) 65歳未満であるかどうかの判定は、申込日現在の満年齢によります。

② 得られた所得を合算する ㊸+㊹+㊺=㊻

次のような場合は、所得を合算して計算することが必要です。

A 収入のある人が、2人以上いる場合

例えば、夫婦が共働きの場合や親子で仕事をしている場合が該当します。

B 1人で2種類以上の所得を得ている場合

例えば、給与と課税対象年金の両方を受けている場合や、自営業と会社勤めの両方で収入を得ている場合が該当します。

㊻合算の方法

それぞれの年間総所得金額を算出した後で世帯全員の総所得金額を合計します。

次ページへ

③ 必要な控除をし、12で割って所得月額を算出し、収入基準を確認する

※合計総所得金額

$$\{ \text{㊦} \text{円} - (38 \text{万円} \times \text{人} + \text{円}) \} \div 12 = \text{円}$$

一般控除 (下表1、2) ↑ 同居・扶養親族数 (申込者は含まれません)

特別控除 該当する方のみ (下表3～9) ↓

申込可能住宅	原則階層		裁量階層	
公営住宅	所得月額	158,000円以下	所得月額	214,000円以下
改良住宅		114,000円以下		139,000円以下

用語		範囲		控除額 (1人につき年額)	
一般控除	1. 同居親族	申込者本人以外の配偶者または親族で、いっしょに市営住宅に入居しようとする方 (例) 夫・妻・子供・父・母など		38万円	
	2. 同居していない扶養親族	市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族である方 (仕送りをしているだけでは、扶養親族になっていない場合が多いので注意してください)		38万円	
特別控除	3. 老人扶養親族・老人控除対象配偶者	70歳以上の扶養親族/70歳以上の控除対象配偶者		10万円	
	4. その他の扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族 (控除対象配偶者は除く)		25万円	
	5. 障害者	の申込者本人又は1・2の方で次に該当する方	特別障害者	身体障害者手帳1・2級所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、愛護手帳1・2度所持者、戦傷病者手帳特別項症～第3項症所持者、被爆者健康手帳所持者のうち厚生労働大臣の認定患者 他	40万円
			障害者	身体障害者手帳3～6級所持者、精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者、愛護手帳3・4度所持者、戦傷病者手帳第4項症～第4目症所持者 他	27万円
	6. 寡婦	申込者本人あるいは同居親族で次の方 ①夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死の明らかでない方で、扶養親族か、所得金額の合計が38万円以下の子を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死の明らかでない方で、その年の合計所得金額が500万円以下の方	27万円以上の所得がある方	27万円	
			27万円未満の所得がある方	その所得額	
	7. 寡夫	申込者本人あるいは同居親族で次の方 妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方、または妻の生死の明らかでない方で、所得金額の合計額が38万円以下である子を有し、かつその年の合計所得金額が500万円以下の方	27万円以上の所得がある方	27万円	
			27万円未満の所得がある方	その所得額	
	8. 非婚の母	申込者本人あるいは同居親族で次の方 婚姻によらないで親となり、かつ現に婚姻をしていない方で、扶養親族か、所得金額の合計が38万円以下の子を有する方	27万円以上の所得がある方	27万円	
27万円未満の所得がある方			その所得額		
9. 非婚の父	申込者本人あるいは同居親族で次の方 婚姻によらないで親となり、かつ現に婚姻をしていない方で、所得金額の合計額が38万円以下である子を有し、かつその年の合計所得金額が500万円以下の方	27万円以上の所得がある方	27万円		
		27万円未満の所得がある方	その所得額		

(注1) 現在別居中で市営住宅に同時に入居しようとする親族の方や婚約者の方も、同居親族に含まれます。(申込者本人を除きます。)
 (注2) 控除対象配偶者、扶養親族、老人扶養親族、老人控除対象配偶者、寡婦、寡夫はいずれも所得税法上に規定されている方です。
 (注3) 年齢は申込日現在の満年齢で計算します。

7. 家賃について

家賃は、9、10ページに掲げる計算式に沿って計算された所得月額が、下表のどの家賃区分に該当するかによってその額が決まります。

[公営住宅] (単位：円)

家賃区分	所得月額
1	0～104,000
2	104,001～123,000
3	123,001～139,000
4	139,001～158,000
5	158,001～186,000
6	186,001～214,000

■原則階層世帯 区分 1～4

■裁量階層世帯 区分 1～6

[改良住宅] (単位：円)

家賃区分	所得月額
1	0～104,000
2	104,001～114,000
3	114,001～123,000
4	123,001～139,000

■原則階層世帯 区分 1・2

■裁量階層世帯 区分 1～4

※ 裁量階層世帯とは、下記のいずれかの世帯をいい、下記以外の世帯を原則階層世帯といいます。

〈裁量階層世帯〉

- 高齢者 申込者本人が60歳以上で、同居親族がある場合は、いずれもが60歳以上または18歳未満の世帯
- 身体障害者（1～4級）世帯
- 精神障害者（1・2級）世帯
- 愛護手帳所持者（1～3度）世帯
- 療育手帳所持者（A～C）世帯
- 難病により、障害福祉サービス、地域相談支援、特定医療費のいずれかを受給している世帯
- 戦傷病者（特別項症～第6項症・第1款症）世帯
- 原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている）世帯
- 海外引揚者（本邦に引き揚げた日から5年未満）世帯
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の世帯
- 中学校修了前の子がいる世帯

8. 駐車場について

市営住宅には、住宅戸数分の駐車場はありません。すぐに契約できる駐車場はごく限られておりますので、あらかじめご了承ください。なお、駐車場そのものがない住宅もあります。

- ・ 駐車場を契約される方は、契約時に敷金と駐車場使用料金が別途必要です。
- ・ 契約できる駐車場がある場合、契約可能な自動車の大きさ等は次のとおりです。

乗用自家用自動車（乗用車タイプのライトバン及び貨物軽自動車を含む。）で、幅1.80m以下、長さ4.90m以下のものであること。

※立体式駐車場の場合には、このほか高さや重さの制限があります。

なお、大きさ等以外にも申込みに関してはいくつかの基準があります。駐車場については、各住宅を管轄する次の事務所がそれぞれ担当しております。申込みは住宅の入居契約締結後となります。

〈駐車場担当窓口〉

名古屋市住宅供給公社	東部事務所 ☎774-3871	南部事務所 ☎823-1315
	西部事務所 ☎303-2251	北部事務所 ☎529-1261

9. 申込書記入例

※ 申込書は、黒のボールペンか万年筆でご記入ください。

※ 以下は、申込書記入の一例になりますので、ご自身の申込区分、世帯構成などに従ってご記入ください。

《備考欄への記入について》

- 身体障害者手帳、愛護手帳等を所持されている方は、その程度をご記入ください。
- 申込世帯員の中に、申込みをする年の1月2日以降に退職し、現在無職の方がいる場合は、退職年月日をご記入ください。

先着順募集申込用

※ [] の部分は記入しないでください。

入居可能日		登録NO.	—					
名古屋市営住宅入居申込書		住宅コード	—					
		平成	〇〇	年 〇 月 〇 日				
(あて先)名古屋市住宅供給公社 理事長 名古屋市		フリガナ	ナゴヤ タロウ					
		申込者	名古屋 太郎					
次のおり市営住宅への入居の申込みをします。申込み内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申しません。 なお、入居を希望する世帯員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ)でないことを誓約します。また、名古屋市営住宅条例第47条の2の規定により、暴力団員であるかについて、愛知県警察本部長に意見を聴くことに同意し、その結果、入居後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡すことを誓約します。								
	先着順募集	入居方法	コード	受付印				
住宅名	名古屋 荘 2 棟 414 号		受付番号					
地区コード								
申込区分	1. 一般向 2. 単身者向 3. 大家族・多子世帯向							
単身入居理由	※単身者の方は必ず該当を1つ〇で囲んでください。 1.60歳以上 2.身障 3.精神 4.愛護 5.難病 6.戦傷病 7.被爆 8.生保 9.引揚 10.ハンセン 11.DV 12.残留邦人							
申込者の住所	〒 460 - 0001 フリガナ ナゴヤシナカクサンノマル アイチ	住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号ハイツ愛知A棟101号					
		電話番号(自宅・携帯等)	(自宅) 052-931-0000 (携帯) 090-0000-0000					
員番	フリガナ	続柄	性別	生年月日	満年齢	職業	就業又は開業年月	備考
①	ナゴヤ タロウ	申込者	男	大・昭・平 00 00 00	0	会社員	昭・平 0 年 0 月 0 日	身体障害者手帳4級
②	ナゴヤ ハナコ	妻	女	大・昭・平 00 00 00	0	無職	昭・平 年 月 月 日	平成〇〇年〇月〇日退職
③			男	大・昭・平			昭・平	
④			女	大・昭・平			昭・平	
⑤			男	大・昭・平			昭・平	
			女	大・昭・平			昭・平	
主な生計者の勤務先	〇〇〇〇会社 営業部 電話 052-221-0000		勤務先の所在地	名古屋市西区〇〇町1番1号 サン・ライフビル10階		勤務者員番	①	
保証人が免除となる世帯は、緊急連絡先の届け出が必要です。(出来る限り親族の方を選任してください。) なお、免除世帯以外の方は、保証人がいない限り契約できません。免除世帯については案内書を参照してください。								
緊急連絡先	氏名	フリガナ	性別	生年月日	申込者との関係	過去1年間の総収入	※緊急連絡先の方は不要です。	
氏名	愛知 太郎	アイチ タロウ	男	大・昭・平 00 00 00	妻の父	〇〇〇万 円		
住所	〒 000 - 0000 名古屋市中川区〇〇町〇〇番地の〇		勤務先の名称	名古屋中央物産(株)		電話番号	電話 052-000-0000	
審査・決裁	名古屋市	住宅管理課長	住宅管理課	供給公社	管理第一課長	管理第一課		

●単身者の方は、この案内書の5ページを参照の上、該当する「単身入居理由」に必ず「〇」をつけてください。

●現住所は、アパート名、部屋番号など、詳しくご記入ください。
●郵便番号、フリガナの記入忘れにご注意ください。

●申込住宅名をご記入ください。

●電話番号は必ずご記入ください。

●身体障害者手帳等の所持者は手帳名とその程度を記入してください。
退職の方は「〇〇年〇月〇日退職」と記入してください。

●無職である場合は、職業欄に「無職」とご記入ください。

●勤務先が世帯員の誰のものかわかるように、該当者の氏名欄の左上の丸数字(員番)をご記入ください。

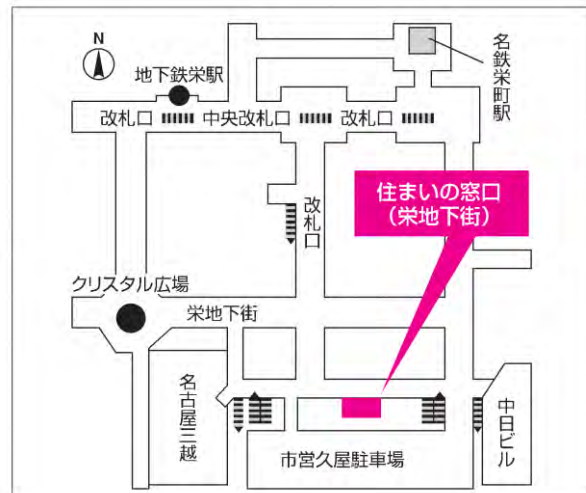
●保証人免除の対象となる方(この案内書の4ページを参照)は、緊急連絡先欄と該当する免除コード欄に「〇」をつけてください。
それ以外の方は、保証人欄に「〇」とつけてください。

メモ

●先着順募集住宅に関するお問合せ先及びお申込み手続き先

住まいの窓口(栄地下街)

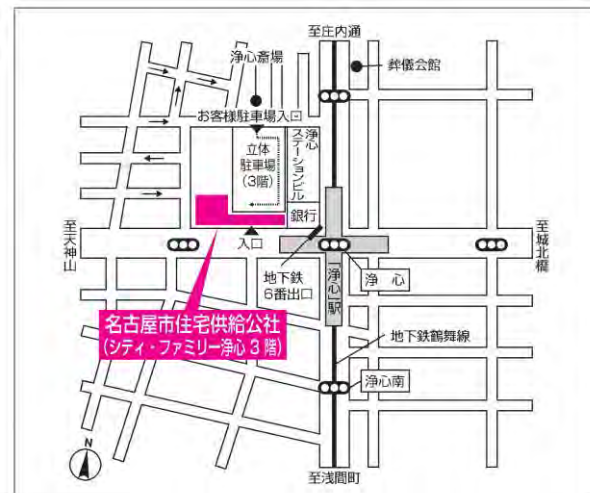
(所在地) 名古屋市中区栄三丁目5番12号先
電 話…052-264-4682・4683
F A X…052-264-4681
営業時間…午前10時～午後7時
(ご相談等の場合は、終了30分前までにおいでください。)
休 業 日…毎週木曜日・第2/第4水曜日
年未年始 (12/29～1/3)



●先着順募集住宅の入居契約手続き先

名古屋市住宅供給公社管理部管理第一課

(所在地) 名古屋市西区浄心一丁目1番6号
シティ・ファミリー浄心3階
(地下鉄鶴舞線「浄心」駅下車6番出口より西へ50m)
●市営・定住促進住宅のお問い合わせ
電 話…052-523-3875
F A X…052-523-3863
営業時間…午前8時45分～午後5時15分
(毎週木曜日は、午後7時まで営業)
休 業 日…土曜日・日曜日・国民の祝日
年未年始 (12/29～1/3)



《市営住宅/公社賃貸住宅等のご案内》

下記ホームページで、市営住宅/定住促進住宅/公社賃貸住宅などのご案内をしています。

<http://www.jkk-nagoya.or.jp/> (市営住宅/定住促進住宅/公社賃貸住宅)